

あか 広報 びら 4

April.2016 No.844

地方創生！新年度から 変わること

■6 市政執行方針 ■10 教育行政執行方針 ■12 赤平市の家計
■14 らんフェスタ赤平 ■16 市税・保険料のコンビニ納付開始



1月に策定された「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」。新年度から新たに始まる施策や、以前よりも充実した内容に変わる施策についてお知らせします(一部、継続事業も掲載します)。

地方創生！
新年度から
変わることに

新

人材育成・定住促進奨学金

市内に居住する方の子どもが高校や大学などに在学した場合に奨学金を貸付け、学卒後に市内に居住して就労した場合には返還金の全額または半額を免除します。

※卒業後、1年以内に赤平市内に定住する意思のある学生を対象とします。

奨学資金

- 高校、高専(1～3年)
月額20,000円以内
- 高専(4～5年)、修学年限が2年以上の
専門学校、短大、大学、大学院
月額40,000円以内

手続きなど

- 必要書類をそろえ、毎年4月末日(本年度は6月末日)までに学校教育課総務係へ提出してください。
- ※貸与申請書、戸籍抄本、在学証明または合格通知の写し、推薦書及び成績証明書(最終出身学校長作成)、源泉徴収票などの写し(収入のある世帯員全員分)

返還期間

- 卒業後1年を経過した月から貸与年数の3倍の期間内に半年賦での返還となります。
- ※例 大学4年間貸与の場合

1年据置き+(4年×3倍)=計13年以内

返還の免除

- 卒業後、返還中の年度における基準日(5月1日現在)の居住・就労状況により、全額または半額が免除されます。

- 市内に居住・市内の企業などへ就労
全額免除
- 市内に居住・市外の企業などへ就労
半額免除

(学校教育課総務係)

しごと (雇用確保)



新

新規就労者助成事業

学卒者や、市外から市内企業へ新規就労された方(40歳未満)を対象として、1年以上就労した場合に「まごころ商品券」を交付します。

交付額

以下の額の「まごころ商品券」を交付。

- 学卒者 50,000円 転入就職者 30,000円

(企画調整係)

新

起業支援事業

市内で起業される方を対象に起業資金の2分の1以内で300万円を上限に補助します。

(商工労政係)

新

地域情報誌制作

まちや企業の情報誌を3,000部作成し、道内の大学・高校・専門学校に配布します。

(商工労政係)

新

持家住宅建設等助成事業

個人住宅の新築や中古住宅の購入に対して、費用の一部を助成し、定住促進を図ります。

対象者

- 市内に個人住宅を新築(建売購入含む)または中古住宅を購入し、5年以上定住する方。
- 世帯全員に市税などの滞納がない方。
- 世帯全員が暴力団構成員や暴力的破壊活動団体などに所属していない方。

新築・建売住宅助成の要件・内容

- 平成28年4月1日以降に新築に係る工事請負契約、新築住宅の売買契約を締結。
- 玄関、便所、台所、浴室、居室があり、住宅部分の延べ床面積が70㎡以上。
- 2世帯以上が入居する住宅の場合は、入居する世帯にかかわらず1世帯とみなす。
- 住宅部分が上記の要件を満たす併用住宅も対象とする。(店舗・事務所併用など)

区 分		助成額
市内 在住者	市内業者施工	180万円
	市外業者施工	150万円
市外 転入者	市内業者施工	200万円
	市外業者施工	170万円

子育て支援として、18歳未満の子どもが同居している場合、1人当たり20万円のまごころ商品券を交付します。

中古住宅購入助成の要件・内容

- 平成28年4月1日以降に売買契約を締結。
- 玄関、便所、台所、浴室、居室があり、住宅部分の延べ床面積が60㎡以上。
- 昭和56年6月1日以降に着手、または建築基準法に基づく耐震基準に適合する住宅。
- 住宅の部分が上記の要件を満たす併用住宅も対象とする。(店舗・事務所併用など)
- 申請者の配偶者及び二親等以内の者が所有している住宅は助成対象外。

区 分	助成率	限度額
市内在住者	購入費の25%	125万円
市外転入者	購入費の30%	150万円

子育て支援として、18歳未満の子どもが同居している場合、1人当たり10万円のまごころ商品券を交付します。

注意事項

- 入居後、3カ月以内に申請してください。
- 助成金受領後5年以内に転出、転居、または第三者に譲渡、賃貸借、その他権利を移転した場合は、返金を命じます。

実施期間 平成32年3月31日まで

(建築係)

ひと (定住促進)

新

持家住宅土地購入助成事業 民間賃貸住宅土地購入助成事業

3年以内に持家又は民間賃貸住宅を建設することを条件として、対象の市有地(宅地)の購入者に対し費用の9割相当額を助成します。今夏からの実施を予定しています。

対象物件

- 4月から対象物件の土地分筆測量と評価額算定を行います。下記の事項については予定ですので、今後変更する場合があります。

- 若木町東3丁目2番地
個人住宅用 6区画
- 西文京町2丁目2番地ほか
個人住宅用 11区画
- 西文京町1丁目3番地
賃貸住宅用 2区画
- 茂尻春日町3丁目1番地
個人・賃貸住宅用 5区画

助成内容

- 土地購入費の9割助成(1割相当で売却)。

助成要件

- 民間賃貸住宅土地購入助成事業については、市内に事業所(本社または支店など)がある法人または市内に住所を有する個人が対象。
- 土地購入後、3年以内に個人住宅又は民間賃貸住宅を建設していただきます。

詳細は分筆測量と評価額が確定した後、広報あかびらとホームページでお知らせします。

(建築係)

拡充

民間賃貸住宅建設助成事業

民間賃貸住宅を建設した場合に建主へ助成する金額を引上げ、建設の促進を図ります。

助成内容

- 1戸当たり下記の金額を限度に助成します。
 - 床面積30㎡以上40㎡未満 90万円を限度
 - 床面積40㎡以上 100万円を限度
- 昨年度までは40㎡未満の助成は無し。
40㎡以上は80万円を限度としていました。

引続き、「民間賃貸住宅リフォーム助成事業」も実施します。リフォームに対し1戸当たり10万円を限度に助成します。

(建築係)



ひと(子育て応援)

【拡充】 高校生以下 医療費無料化

昨年度まで中学生以下だった医療費無料化を高校生以下に対象者を広げます。

対象者

- 市内に住所のある高校生以下(満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の方

助成対象

- 医療保険適用となる医療費(入通院とも、歯科・薬局分も含む)

助成方法(拡充対象となる高校生分)

①平成28年4月～7月診療分

医療機関などで支払った医療費の領収書・印鑑・保険証・振込先口座がわかるものを持参のうえ、市役所で助成の手続きをしてください。後日、医療費を全額振込みます。

②平成28年8月診療分以降

対象者には、申請手続きをしていただいたうえで、全員に受給者証を配布します。医療機関などで受給者証を提示していただくことで、その場で無料となります。

※道内の一部や道外の医療機関ではその場で無料とならない場合があります。受給者証を提示し忘れた場合も医療費がかかります。その場合①の方法で助成しますので必ず領収書を受取ってください。

手続きなど

- 受給者証の申請手続きは、6月に手紙でご案内します。

(子ども未来・医療給付係)



高校通学費等助成事業

高等学校などに在学している生徒の通学費などの一部を助成し、子育て世帯の負担軽減を図ります。

対象者

- 赤平市内に住所があり、かつ高等学校などに在学している20歳以下の高校生などの通学費などを負担している保護者。

※高等学校、特別支援学校(高等部に限る)、高等専門学校(第3学年まで)が対象です。

助成金額

- 生徒1人につき月額5,000円

助成方法

- 対象者の申請(請求)に基づいて審査し、交付決定者に四半期ごとに口座振込で交付します。

(入学した日の属する年度から3年度間、最長36カ月)

手続きなど

- 申請(請求)月の初旬に対象と思われる方にお知らせ通知を送ります。

(本年度第1回目は6月初旬を予定)

- 必要書類を四半期ごとの最終月15日までに学校教育係へ提出してください。

※申請書、住民票の写し、在学証明書(毎年度の初回申請時のみ)

- 交付は原則6月、9月、12月、翌年3月末日。

(学校教育係)



統合中学校実施設計

中学校2校の統合校舎を建設するための建築・外構実施設計、地質調査、立木伐採を行い、平成30年度の統合に向けた準備を進めます。

(学校教育課総務係)

ICT活用による学力向上支援

茂尻小学校をモデル校に指定し、教室へのタブレット端末設置などを行います。

- 昨年度は豊里小学校で実施しました。

(学校教育課総務係)

新**ひとり親家庭入学支度金等助成事業**

ひとり親家庭に対し、子どもの入学時に「まごころ商品券」を交付して入学準備を支援します。

対象者

市内に住所があり、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の父または母及び養育者で以下すべてに該当する方。

- 小学校、中学校、高等学校に入学する子どもを持つ方。
- 生活保護を受けていない方。
- 児童が小規模住居型児童養育事業や里親に委託されていない方。児童福祉施設に入所していない方。

助成内容

以下の額の「まごころ商品券」を交付。

- 小学校入学 1人につき30,000円
- 中学校入学 1人につき50,000円
- 高等学校入学 1人につき70,000円

申請の手続き

- 受付期間 5月1日～5月31日
- 対象世帯へ4月に手紙でご案内します。
(子ども未来・医療給付係)

新**ひとり親家庭家賃助成事業**

ひとり親家庭で、借家・民間賃貸住宅に居住している方に「まごころ商品券」を交付します。

対象者

市内に住所があり、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の父または母及び養育者で以下すべてに該当する方。

- 対象者本人が民間賃貸住宅を賃借し、かつその家賃を払っている方。
- 生活保護を受けていない方。
- 児童が小規模住居型児童養育事業や里親に委託されていない方。児童福祉施設に入所していない方。
- 民間賃貸住宅家賃助成事業の助成対象世帯に該当しないこと。

助成内容

- 家賃の月額から住宅手当を除いた金額の2分の1(1,000円未満の端数切捨て、上限10,000円)の額の「まごころ商品券」を交付。

申請手続き

- 対象世帯へ4月に手紙でご案内します。

請求手続き

- 請求は毎年4月、8月、12月の年3回です。
(子ども未来・医療給付係)

拡充**民間賃貸住宅家賃助成事業**

民間賃貸住宅に入居した市内の新婚家庭(夫婦どちらかが40歳未満)や市外からの転入者(年齢要件なし)に対して、毎月30,000円を上限に、5年間「まごころ商品券」を交付します。

- 昨年度までは転入者も40歳未満を対象にしていたましたが、年齢要件を撤廃して、幅広い世代の移住を促進します。

(企画調整係)

まち (魅力発信)**拡充****まちづくり活動推進事業補助金**

産業・福祉・教育・芸術文化・スポーツ・コミュニティなどの各分野において、自主的に公益性のあるまちづくり活動を行う団体に補助を行います。3年以内の継続事業を対象とし、1年目の補助金の上限額を30万円とします。

- 昨年度までは1年以内の事業で20万円が上限でした。

(企画調整係)



AKABIRAベース

赤平特産品推進協議会補助事業

情報発信基地AKABIRAベースのモデル事業継続を図ります。

(観光係)



市政執行方針

市政執行方針を述べる菊島市長

はじめに

私自身、民間企業経営の経験を持っておりますが、昨年市長に就任して初めて行政の世界に入り、様々な法律に基づいて市政運営が行われていることを改めて実感し、一方では、市の条例制定をはじめ、独自性を持った施策を展開することも可能であり、継続性と新規性の両輪を兼ね備えた成果を見出すことが重要であると考えております。

日本国内においては、人口減少対策が最重要課題とされ、全国の自治体において、地方版総合戦略が策定され、本市においても、昨年、市外からの有識者を含む産官学金労の代表者による総合戦略会議並びに50歳以下で構成するみらい部会を立ち上げ、人口減少対策の施策に対する協議をいただき答申を受け、1月に「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」及び「赤平市人口ビジョン」を策定いたしました。

この計画こそが、本市の地域性や特色を生かした独自性と新規性の施策が位置づけられており、決して計画でとどまることなく、市民・企業者・団体の皆様のご協力を得ながらオール赤平で取り組み、将来の道筋を切り開くため、5年計画の弾みをつけるスタートの年として、全力を挙げます。

また、平成30年度までの第5次赤平市総合計画につきましても、市民の皆様と協議して策定された貴重な計画であります。重点プロジェクトとなる産業振興・少子化対策・住環境整備を中心に一体的な施策を展開するほか、医療・福祉・教育など、地域振興と市民の安全・安心な社会づくりを推進します。

本年度におきましても、「みんなと考え共に行動するまちづくり」「市民力・産業力・行政力でまちを創生」を基本姿勢として、今日抱える課題に対して、的確かつスピード感をもって取り組み、一方では、将来を見据えた施策を実行し、持続可能な地域社会を確立するため、あかびら創生の実現に向け邁進します。

「しごと・ひと・まち創生総合戦略」の新規・拡充事業にかかる方針については、本誌2・5頁に掲載されている内容と重複するため省略しています。

また、「第5次赤平市総合戦略」の「生きる力を育む生涯学習社会」にかかる方針についても、10頁の『教育行政執行方針』と重複するため省略しています。

また、「第5次赤平市総合戦略」の「生きる力を育む生涯学習社会」にかかる方針についても、10頁の『教育行政執行方針』と重複するため省略しています。

しごと・ひと・まち

創生総合戦略

地元産業の強みを

活かした雇用確保と

地域産業の振興

求人、求職の市町連携PR

中空知定住自立圏構想として、企業紹介の冊子及び動画などの情報提供、企業見学・体験ツアー、就業・移住相談などを市町連携で行います。さらに、近隣市の高校と協議し、合同企業説明会の開催を検討します。

学生地域定着推進 江別市内4大学と連携し大学生が本市の企業に就職し、移住するきっかけとなるよう、市内企業での就業体験を実施します。

農業生産法人 農業後継者を含めた法人化や企業参入によって

安定的な営農に結び付けるよう協議します。

6次産業化 食品加工センターの整備や新製品開発に結び付けるため、農業者、JAたきかわ、JA女性部、市内飲食店並びに市内食品加工業者と協議します。

若者が安心して子どもを産み育てられる地域づくり

子育て支援住宅の充実 子育てに適した住宅整備を目指し、豊丘町の吉野団地の建替え基本設計の中で位置づけます。

子育て支援条例等の制定 条例に関する市民参加型の組織を立ち上げ協議します。

子育て支援施策PR 市内外に効果的に情報発信を行うため、動画やポスター、パンフレットの作成に向け協議します。

児童福祉施設の充実 幼保連携型認定こども園の創設や児童センター・児童館の統廃合について検討します。

屋内遊戯施設の整備 遊休公共施設を活用し、子どもたちが遊び交流できる屋内遊戯施設の整備について検討します。

**高齢者が生きがいを持って安心して生活できる
プラチナ社会の形成**

サービス付き高齢者向け住宅整備 民間事業者による整備を推進するため、支援方法を含め協議します。

介護施設の拡充 市内事業者における既存施設の増設計画に対し、助言などの支援を行います。

介護サービス施設専門職の養成 介護関連職養成校への訪問などで市内事業所を紹介し、新規就労者の確保に努めます。

地域包括ケアシステムの構築

高齢者が重度の要介護状態となっても住み続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体で提供することを目指します。また、医療・福祉との連携を進めるとともに介護事業者やNPO・ボランティアなどと協力しながら、地域包括システムの構築を進めます。

健康づくり教室 町内会や老人クラブなどの地域組織に対し、保健師などによる健康づくり教室を引き続き開催し、健康意識の高揚に努めます。

また、地区担当保健師による訪問活動を実施し、支援が必要な高齢者には、医療や介護サービスなどの利用に結び付けるとともに、高齢者が元気に健康寿命を延ばし、安心して生活が送り続けられるよう、今後も支援を行っていきます。

地域医療の確保 医師・看護師・医療技術者などの必要な人材を安定的に確保し、市民が安心して医療を受けることができる環境づくりを進めます。また、外来入院、人工透析、在宅医療の充実を図るとともに、高齢者が可能な限り地域で診療などが受けられるよう、現行の診療科、救急体制並びに訪問診療などを堅持します。

**恵まれた自然環境と
地域資源を活かした個性と
魅力あるまちづくり**

炭鉱遺産公園整備 民間が所有する炭鉱遺産並びに周辺用地を市が活用するための条件整備に向け引き続き検討し、整備内容についても、市民団体と協議します。

ポケットパーク整備 地元商店街のアンケート調査やニーズ調査を行い、場所や規模、整備目的を明確化し、検討します。

赤平映像PR 赤平市移住プロモーション動画などを活用し、本市の移住・定住施策をはじめ、豊かな自然や生き生きと暮らす市民の姿、子育て施策など、魅力ある本市のまちの状況を首都圏に発信します。

まちづくり活動支援 市税の1%を上限として、市民からの「まちづくり提案事業」を募集し、市民組織で審査を行い、市民発案の様々なまちづくり事業にチャレンジします。



第5次赤平市総合計画

すこやかで
安心して暮らせる
社会をつくりましょう

保健事業 健康相談、健康教育、講演会、イベントなどにより、運動習慣や栄養、うつ自殺防止対策などに取り組みます。また、喫煙は動脈硬化を加速させ多くの病気を引き起こす原因と考えられるため、喫煙対策並びに受動喫煙防止対策に取り組みます。

生活習慣病の予防 20歳からの基本健診や特定健診の受診率を向上させ、その結果をもとに生活習慣を改善し、生活習慣病の発症予防や重症化予防が図れるよう、保健指導を充実します。また、各種がん検診の受診率向上に努め、早期発見、早期治療に結びつくよう努めます。さらに、感染症予防については、感染症とそのまん延防止について正しい知識の普及啓発に努めるとともに、各種予防接種の推進と接種費用の助成を行います。

母子保健事業 訪問や相談、乳幼児の各種検診により、発育状況のチェックと子育てに関する相談を行うなど、安心して子ども

を産み、健やかに成長させていくための支援を継続します。

介護保険事業 NPOや大学などの共同事業として、運動教室の継続及び認知症予備軍を発見する「物忘れスクリーニング」を開催し、認知機能に心配がある高齢者に対して、認知症予防プログラムを提供し、必要に応じて専門医療機関への受診勧奨を行います。また、認知症サポーター養成講座を引き続き開催するほか、高齢者の介護予防と認知症対策に努めます。さらに、既存の介護事業所に加え、NPOや民間企業、ボランティアなど、地域主体で高齢者を支援することから、生活支援コーディネーターとともに、地域把握とボランティア養成や新たな介護保険外サービスの創設を進めます。

地域医療体制の確保 市立病院は旧病棟跡地の外構工事を行い、病棟建替え事業が完了します。

医師確保については、引き続き積極的に情報入手に努めるため、地域医療振興財団や民間医師紹介会社からの情報をいただき、市と病院が一体となって取り組みます。また、広域的医療の連携強化については、中空知医療圏域内でのセンター病院並びに中核病院などからの医師派遣や救

急医療など、地域連携の堅持と圏域内での機能分担及び広域的医療連携の強化に努めるとともに、市内医療機関との診療連携も積極的に進めます。

病院経営 外来及び人工透析の患者の安定確保と、在院日数及び入院患者数の維持を目標に、健全な経営に努めます。また、診療体制、委託業務並びに医療機器などの見直しや更新を含めた中長期的な経営方針の再構築に努めます。

国民健康保険事業 昨年度に引き続き特定健診を受診していない方を対象にアンケート調査を実施し、その結果を情報提供するとともに受診勧奨を行います。
高齢者福祉 地域での見守り体制づくりに努めるほか、高齢者世帯等除雪費助成事業などを継続し、高齢者福祉施設とも連携を図りながら支援します。また、生きがい農園の整備に向け、場所や規模などについて検討します。
障がい者福祉 障害者総合支援法と「第2次赤平市障がい者基本計画」及び「第4期障がい福祉計画」に基づき、地域生活支援事業などの各種障がい福祉サービスを実施するとともに、障害者差別解消法が本年4月から施行されるため、障がいのある方

に対する差別的禁止と合理的配慮について、より一層、適切に対応します。また、手話奉仕員が不足していることから、各種養成講座を実施します。

保育所 昨年度からの子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い開所時間を拡充しておりありますが、特に時間外保育や一時保育の利用者数が増加傾向にあり、子育て世帯の就労との両立を実現するため支援を行うとともに、保育料についても、国の基準額の50%軽減を継続します。

子育て支援センター 今後も講座の開催や季節に合わせた行事を企画するなど、子育て家庭の育児力の向上を図るほか、特に発達支援の利用者が増加傾向にあることから、関係機関と連携を図りながら、適切な支援を行うよう努めます。

児童館及び児童センター 昨年度から開始した赤平児童館の開所時間の拡大を継続し、健全な遊び場の提供や子どもたちの交流を図るなど、地域の子育ての場となるよう運営します。

ひとり親家庭への支援 母子・父子自立支援員による相談業務などを通じて、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるように、必要な指導・助言を行う

ほか、母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業及び母子家庭自立支援教育訓練給付金を継続し、早期に自立した生活を実現できるように支援します。

地域防災 防災備蓄品などを計画的に整備し、本年度は文京地区を対象として防災訓練を実施するほか、災害時用ポータブル発電機の購入、ハザードマップの増刷、さらには、本年度中に空知川の浸水想定区域が発表される予定のため全市版と地域版をまとめ、各種災害の情報を統合した防災マップを平成29年度に全面改訂するための準備作業を進めます。また、昭和56年に建設された市庁舎は、災害対策本部など、防災拠点施設としての役割が求められることから、耐震診断を実施します。

消防・救急救助 より一層、職員研修や消防団員確保に努め、消防力の強化を図ります。



大地に根ざしたたくましい産業をつりましよう

産業振興 設備投資や雇用拡大を図る企業に対して、企業振興

促進条例に基づく支援や北海道産炭地振興センターの新産業創造等事業を活用し助成を行います。また、新製品開発などを支援する「チャレンジ・アレンジ産業振興奨励金」を継続するほか、赤平市産業振興企業協議会の主体による「産業振興人財育成事業」に対する支援を継続します。さらに、商工会議所、農業協同組合並びに産業振興企業協議会と連携を図りながら、「産業フェスティバル」を開催します。

特産品の推進 農業や商業の関係団体で組織する赤平市特産品推進協議会において、道内外へのイベントや物産展へ出展するなど、さらなるPRや販路拡大

などに向け、引き続き支援します。
商業 空き店舗・空き地の現地調査結果に基づくマップを活用し、商店街振興対策協議会を中心として、市街地活性化に向けた協議を進めます。空き店舗については、チャレンジショップとして開設し、商店街通信の発行を継続して市内外に情報発信を行います。また、店舗近代化促進

事業補助金を継続するとともに、商店街を美化する方法について検討します。さらに、スーパープレミアム付商品券発行助成を継続します。

農業 農作業の効率化と品質向上のため、ほ場整備測量調査設計を行います。また、中山間地域等直接支払事業交付金を活用するほか、多面的支払制度や環境保全型農業直接支払交付金を活用し、支援します。さらに、農業後継者サポート事業を継続するほか、ベストライズ赤平並びに赤平市農村女性協議会に対する組織育成事業として支援し、地元農産物や加工品を市内外にPR、販売を行います。

林業 森林環境保全整備事業や未来につながる森づくり推進事業並びに分収造林事業などを計画的に推進します。

観光 エルム高原施設について、手ぶらキャンプや謎解きゲーム、散策路の活用など、効果的なソフト事業を推進するとともに、流政之氏の彫刻作品群となる彫刻公園SAKIYAMAとしてPRします。さらに、昨年度に引き続き、「エルム高原祭り」を開催します。また、「らんフェスタ赤平」「あかびら火まつり」など、市民でつくり上げるイベントと

して、これまでの伝統を継承しつつ、より一層、魅力ある個性豊かなイベントの充実に努めます。「市民花火大会」は、本年度も5,000発の花火を打ち上げていただくため、赤平観光協会への支援を継続します。

ゆとりと潤いのある

快適な生活を支えましょう

公的住宅 福栄地区の改良住宅建替事業については、10号棟1棟8戸の建設及び平成29年度の11号棟建設に向けた実施設計を行います。茂尻第一団地の公営住宅建替事業については、全体計画の4棟40戸の建設が完了し、本年度は、新春日団地並びに春日第一団地の12棟36戸の除却を実施します。また、新規事業として、豊丘町の吉野団地の建て替えに向けた基本設計を行います。**既設の公的住宅** 計画的な改修による長寿命化改善事業として、青葉団地2棟の外壁及び屋上防水と桜木団地・元町東団地・新光西団地の屋根改善を行います。**民間住宅** 住宅改修費用などの一部を助成する「あんしん住宅助成事業」は昨年度を最終年としておりましたが、再度これまでの事業成果を検証した結果、さらに平成30年度までの3年間

延長します。

移住定住促進事業 中古住宅の

賃貸・売買の物件情報となる「住みかエール事業」や市外の方に赤平での暮らしを実際に体験していただくための「赤平おためし暮らし」を継続するほか、北海道移住促進協議会を通じて、赤平や宅地分譲などの情報、助成制度を盛り込んだパンフレットを活用し、道外へもPRします。**市道** 歩道改良を含めた文京学園通朝陽台5号小路、西文1条通、曙南5号通の改良舗装工事並びにやすらい通排水設備工事を実施します。

橋りょう 新成大橋の補修工事を行い、また、道路法改正により義務化された近接目視調査について、43橋すべてで実施します。**上水道** 未収金対策として、悪質な滞納者に対し、給水停止などの措置を執り、その回収に努めます。

下水道 計画的な整備・保全を行うとともに、未水洗化世帯の解消に努めます。一方では、公共下水道事業計画区域外の地域などにおける住宅に対して、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を継続します。

公園 「公園施設長寿命化計画」を基本に、桜木町公園、翠光苑、



赤平公園、宮下公園の遊戯・休憩・管理施設を整備します。

環境衛生 ごみ減量化対策として、適切な分別方法などを周知するほか、町内会などに対して新聞などの自主的な回収に対する助成を継続します。また、飲用井戸利用者の負担軽減などについて検討します。

雪対策 計画的な除排雪対策に努めるとともに、除雪マナーの周知に努めます。また、効率的な除排雪体制を維持するため、除雪ドーサを更新します。

人と人が語り合い行動できる 地域づくりを進めましょう

市民参加型のまちづくり 引き続き「まちづくり講演会」を開催し、まちづくりへの参加意欲を高めます。また、情報共有については、「定期的な住民懇談会」「こんばんは市長室」「市長がおじゃまします」「子どもまちづくり探

検隊」を継続し、幅広い市民の声をまちづくりに反映します。さらに、市ホームページでは動画によって、まちの情報をお知らせするとともに、引き続き、地域おこし協力隊員により、市内外に赤平の魅力を発信します。

地域コミュニティ活動 「地域コミュニティ活動推進事業補助金」「町内会街路防犯灯維持管理事業交付金」によって町内会を支援するほか、地域における共通課題を解決するため、赤平市町内会連合会の活動を支援します。

まちなか里親制度 市民ボランティアにより道路や公園などの美化活動に取り組んでいたため、今後とも登録団体の増加に向け努力します。

赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金 効果的な行財政の運営と、地元特産品を活用した地域経済の発展のため、寄附金の返礼品については、新たな事業者や返礼品を増やすなど、さらなる推進を図ります。

公金のコンビニ収納 市税などの公金について、コンビニエンス・ストアにおける収納業務が開始されるため、市ホームページなどを活用しながら、幅広く周知します。

くむすび

本市の最重要課題となる人口減少対策に向けた重点施策がスタートいたしますが、特に、赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略につきましては、市民並びに企業者の皆様と議会、行政が一緒になって取り組まなければ成果をなし得ることはできません。総合戦略の成果は、地元に住む皆様自身が、赤平に住んでいて良かったと思えるまちをつくり、そして、Uターンや市外から人を呼び込むことに繋がります。本市には、最も重要とされる人の力と地域資源があります。こうした財産を十分にいかし、まちの魅力を発信して行きます。将来を担う子ども達に希望を与えるのは、我々大人の責任であり、総合計画の将来像が示す「あふれる笑顔 輝く未来を創造するまち」に向かって、チャレンジ精神を持って、赤平市の未来を切り開くため邁進して参ります。引き続き、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。平成28年度市政執行方針とさせていただきます。

市政執行方針全文につきましては、市ホームページをご覧ください。

教育行政執行方針

赤平市においては、地域の発展を支え、子どもたちの人生の基礎づくりを担う学校教育の充実と教育環境の整備を着実に推進します。

また、社会教育においても、市民一人ひとりが生涯にわたって自発的に学習活動を行ない、まちづくりに生かされるよう、一般教養・文化・スポーツ活動など、多彩な学習ニーズにこたえます。

さらに、子どもたちが夢や希望を持ち自己肯定感を育むよう、社会教育事業を通じ仲間づくり、体力づくり、生活規律の醸成を図ります。

文化財保護行政については、特に本市の地域資源である炭鉱遺産の保存・活用の観点から、関係部局とともに魅力あるまちづくりに係る関連施策の推進に努めてまいります。

ここに平成28年度の教育行政執行方針を示させていただきます。



教育行政執行方針を述べる多田教育長

教師力・学校力を高め、豊かな未来をつくる学校教育の推進

学力の向上

学力向上プランでは、児童・生徒が自ら進んで学習に取り組むアクティブラーニングの手法を授業に取り入れるなど学習指導の徹底に努めます。

さらに、本市の小・中学生全員を対象に行っている標準学力検査の結果も活用し、継続的な検証サイクルを確立します。

全国学力・学習状況調査に係る結果の公表については、市広報チラシ、ホームページにて直接的な数値による公表を避け、本市独自の方法で公表しました。道教委による市町村別の結果の公表については、小・中学校における改善方策の取り組みが前進してきていることを踏まえ、本市の公表には同意しています。

体力の向上

子どもたちの体力・運動能力について、平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果では、調査対象である小学校5年生は男・女とも全道平均を下回りましたが、中学校2年生は男・女とも上回りました。

さらに本市では、体力向上の検討組織として体力向上委員会を設置して、分析結果を経年的に比較しながら、心身ともに健康な児童・生徒の育成をめざして一層の工夫改善に努めます。

口腔衛生

フッ化物洗口については、幼稚園及び全ての小学校で実施しています。平成28年度は中学校においても、新1年生から順次実施します。

学校給食

提供する食材は地元産あるいは道産のものを中心に使用しています。特に米飯給食は赤平産の米を使用しており、関連して、地元の減農薬米の大口寄贈や小学校5年生の農業体験を契機に、給食活動を通して農業に対する感謝と尊敬の念を育んでいます。

道徳

道徳の教科化については、平成30年度より小学校から順次正式教科となりますが、改正後の学習指導要領に基づき指導方法

の工夫を行うなど、実施に向けた指導計画の作成に取り組みます。

いじめ

「赤平市いじめ防止基本方針」と「赤平市いじめ問題対策連絡協議会等条例」の制定に基づく組織の設置など、未然防止に対応する取り組みを進めるとともにいじめを積極的に認知し、適切に対応することを肯定的に評価します。

体罰

教職員による授業や部活動での効果的な指導のあり方を身につける校内研修を繰り返し行い、体罰防止の徹底に努めます。

不登校への対応

未然防止のために、初期対応の重視とともに、家庭における生活習慣や社会生活上のルールやマナーなどの習得について支援します。

不登校の児童・生徒と保護者に対しては、スクールカウンセラーや青少年センター専門指導員による対応や適応指導教室への通所支援を継続します。





特別支援教育

相互理解を深め、協力して共生社会を目指し、引き続き児童・生徒の障がい種別や状態に応じた学びの場を保障する教育支援に努めます。通常学級に在籍している言葉やコミュニケーションなどに課題がある児童についても、通級指導教室で指導や相談にあたります。

児童・生徒の生命・

身体・安全・安心の確保

児童・生徒の安全対策、危険回避については、学校での指導を中心に地元警察署や市民の防犯ボランティア活動の協力により安全指導の強化に努めます。

また、ストップ・ザネットトラブルをめざし、コミュニティサイトでのいじめや犯罪被害の防止策など、具体的かつ適切な啓発活動に努めます。

学校統合

新校舎建設の実施設計を平成28年度中に取りまとめるとともに、旧赤平高校グラウンドを統合中学校のグラウンドに転用する整備事業を実施します。

なお、小・中学校適正配置計画の後期が平成29年度からスタートすることから、赤間小学校と豊里小学校の統合案については、現在の計画の変更も視野に検討のうえ、平成28年度中に少子化に対応した活力ある学校づくりの方針を定めます。

開かれた学校づくり

今後とも学校だよりの配布や地域参観日の実施、教育委員会のホームページなどで広く公開し、市民の理解と信頼を得ていきます。

幼稚園教育

幼稚園教育の充実を図るとともに利用者負担の軽減や預かり保育を継続し、幼保連携型認定こども園の設置に向けても福祉部局と連携します。

高校通学費等助成

子育て支援・定住促進の観点からも、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策の狙いが最大限発揮できるように平成28年度から

実施します。

ICT(情報通信技術)教育

ICT環境の整備について昨年はタブレット端末を用いた授業を検証するモデル事業を実施いたしました。本年度は赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策として実践校の拡充をめざし整備します。

奨学金

「赤平市人材育成・定住促進奨学金」を赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策として平成28年度より創設し、移住・定住の促進と地域産業の振興を期する目的でも奨学資金制度の充実を図ります。

服務規律の遵守

重大事故といわれるわいせつ行為・金銭事故はもちろんのこと、個人情報管理など、教職員の厳正な服務規律の遵守に一層努めます。



市民の学びと行動を

つなげる社会教育の推進

青少年教育

学社連携・学社融合が説かれている中、子どもたちの社会教育活動においても、学力向上、体力向上やいじめの未然防止につながる学習態度や生活規律の重視、仲間づくりと自己肯定感の醸成、積極的な各種スポーツへの参加促進など、共通課題を踏まえた意識的な指導に努めます。

社会教育施設

東公民館交流センターみらいについては、市民のための身近な施設運営に努めるとともに、従前より実施しております各種講座の開設やサークル活動についても、受講者、利用者の一層の拡大をめざします。

芸術・文化

加盟団体が総力を挙げて取り組む市民総合文化祭をはじめ、各団体が独自に展示や舞台の発表を催すなど、まちの元氣と成熟度を表す象徴として今後も大変重要と考え、支援に努めます。

文化財保護

炭鉱遺産施策の実現に向け努

めますとともに、炭鉱歴史資料館の再開などについては、市の公共施設等総合管理計画の方針に基づき進め、さらに郷土の文化財保護を目的とした文化財保護行政の基本方針を定めるなど体制の強化を図ります。

図書館

図書館管理システムの運用また、市民の調べ物を支援するレファレンスサービスの的確に応えるなど、読書環境を整えます。

体育・スポーツ活動

生涯スポーツの推進と市民の健康増進の要望に応えるため、「市民スマイルウォーキング」をはじめ、より効果が期待できるスポーツ行政のあり方について協議します。スポーツ行事及びスポーツ施設の運営につきましては、工夫改善を心掛けるとともに体育・スポーツの関係団体と連携して推進します。

教育行政執行方針の全文につきましては、市ホームページをご覧ください。

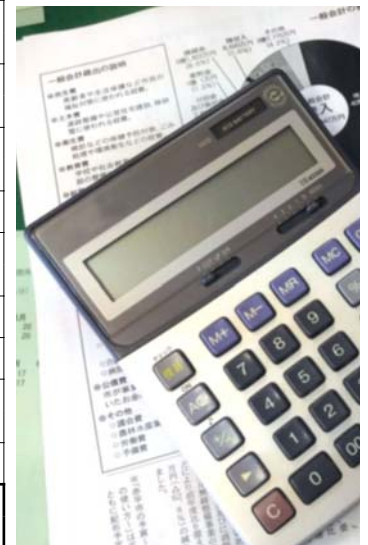
平成28年度 赤平市の家計

各 会 計 予 算

会 計 区 分	28年度当初予算	27年度当初予算	増減率
一 般 会 計	87億1,947万円	89億1,299万円 (92億6,591万円)	↓2.2 (↓5.9)
国民健康保険特別会計	19億3,189万円	19億8,503万円	↓2.7
後期高齢者医療特別会計	2億4,208万円	2億5,307万円	↓4.3
土地造成事業特別会計	17万円	17万円	0.0
下水道事業特別会計	6億 458万円	6億1,966万円	↓2.4
霊 園 特 別 会 計	474万円	420万円	↑12.9
用地取得特別会計	4,532万円	4,532万円	0.0
介護サービス事業特別会計	2億 671万円	2億1,021万円	↓1.7
介護保険特別会計	14億2,037万円	14億2,567万円	↓0.4
水道事業(企業)会計	5億2,927万円	5億7,512万円	↓8.0
病院事業(企業)会計	27億1,522万円	33億7,049万円	↓19.4
合 計	164億1,982万円	174億 193万円 (177億5,485万円)	↓5.6 (↓7.5)

一般会計性質別予算

性 質 別 区 分	28年度当初予算	27年度当初予算	増減率
人 件 費	12億1,387万円	12億5,491万円 (12億5,650万円)	↓3.3 (↓3.4)
物 件 費	9億4,381万円	8億9,462万円 (9億4,563万円)	↑5.5 (↓0.2)
補 助 費 等	13億2,431万円	14億4,265万円 (15億 163万円)	↓8.2 (↓11.8)
扶 助 費	15億9,853万円	16億5,661万円 (16億5,734万円)	↓3.5 (↓3.5)
普 通 建 設 事 業 費	10億6,455万円	12億 13万円 (14億2,586万円)	↓11.3 (↓25.3)
維 持 補 修 費	2億8,292万円	2億8,769万円 (2億8,802万円)	↓1.7 (↓1.8)
公 債 費	9億2,312万円	9億1,245万円	↑1.2
積 立 金	1億 240万円	440万円 (1,240万円)	↑2227.3 (↑725.8)
投 資 及 び 出 資 金	2億2,275万円	2億1,071万円	↑5.7
貸 付 金	3,703万円	3,538万円	↑4.7
繰 出 金	9億8,618万円	9億9,344万円 (9億9,999万円)	↓0.7 (↓1.4)
予 備 費	2,000万円	2,000万円	0.0
合 計	87億1,947万円	89億1,299万円 (92億6,591万円)	↓2.2 (↓5.9)



※()内は平成27年6月補正後の予算…昨年は地方統一選の年にあたり、市長就任後の6月議会で政策を盛り込んだ予算に補正しました。

3月開会の赤平市議会第1回定例会において平成28年度の各会計予算が可決されました。
 新年度の予算は、効率・効果的な予算編成に努め、「赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略」が示す4つの基本目標に沿った施策を最優先として予算化し、最重要課題である人口減少対策に取組むこととしました。また、第5次赤平市総合計画の「産業振興」「少子化対策」「住環境整備」の重点事業を中心とした継続事業などの予算を計上しました。

一般会計の主な内容

●歳出(性質別)

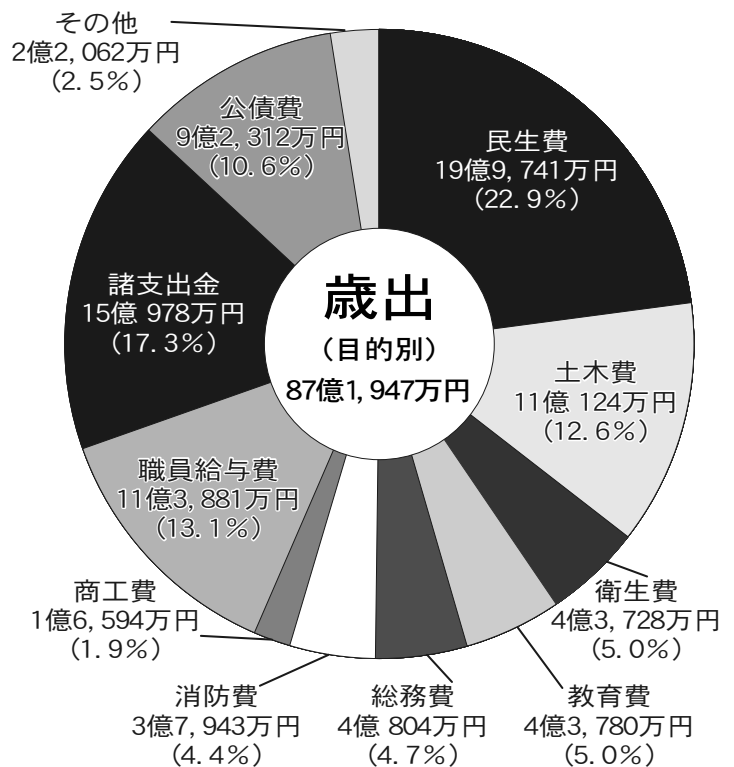
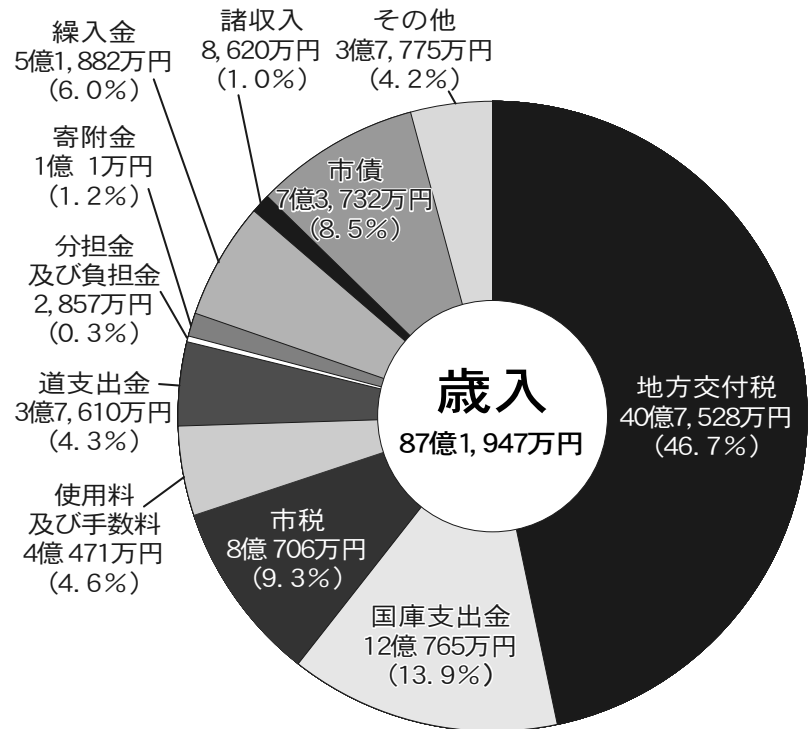
補助費等では公立病院特別償の償還が終了し、病院事業会計繰出金が減額となつて前年度比1億1,834万円(▲8.2%)の減少、普通建設事業費は赤平消防署消防総合庁舎建設事業並びに消防救急デジタル無線整備事業の完了により前年度比1億3,558万円(▲11.3%)の減少となりました。

ふるさと納税の寄附者に対する返礼品効果によるあかびらガンバレ応援基金の増額を見込み、積立金として前年度比9,800万円(2227.3%)の増加となりました。

一般会計歳出の説明

- **民生費**
高齢者や生活保護など市民の福祉対策に使われる経費。
- **土木費**
道路整備や公営住宅建設、除排雪に使われる経費。
- **衛生費**
検診などの保健予防対策、ごみ処理や環境衛生などの経費。
- **教育費**
学校や社会教育の振興、学校施設の整備に使われる経費。
- **総務費**
庁舎管理や徴税、戸籍、選挙、監査委員などに係る経費。
- **消防費**
消防や救急の業務、防火防災の普及啓発に使われる経費。
- **商工費**
商工業の振興対策や観光の振興に使われる経費。
- **職員給与費**
市で働く職員の給料などを支払う経費。
- **諸支出金**
企業会計や特別会計に対する繰出しなどの経費。
 - 国民健康保険特別会計 1億6,040万円
 - 下水道事業特別会計 2億4,464万円
 - 介護保険特別会計 2億1,831万円
 - 病院事業会計 6億8,114万円
- **公債費**
市が事業を行うために借入していたお金の返済金。
- **その他**
 - 議会費 6,685万円
 - 農林水産業費 1億3,028万円
 - 労働費 349万円
 - 予備費 2,000万円

一般会計の割合



説明

※「赤平市の予算」今年の予算の使い方は広報5月号とともに配布予定です。

※「赤平市の予算」今年の予算の使い方は広報5月号とともに配布予定です。

歳入は、人口減少などの影響により、市税全体で前年度比1,106万円(▲1.4%)の減少、使用料及び手数料は前年度比1,685万円(▲4.0%)の減少、地方交付税は国勢調査人口の減少などにより前年度比1億2,756万円(▲3.0%)の減少となりました。

歳入は「あかびらガンバレ応援基金」や「あかびら創生基金」の活用によって、前年度比1億7,152万円(49.4%)の増加となりました。

歳出(目的別)
総務費は、ふるさと納税に要する経費が増えたことにより、前年度比1億6,636万円(68.8%)の増加、土木費は、雪寒機械の購入、住宅建設費、道路改良工事などにより前年度比3億8,176万円(53.1%)の増加となりました。

北海道の春は

赤平から



4月15日(金)

9:00	オープニングセレモニー 開会式
9:30	開場
10:30~11:30 先着 15名 材料費1000円	実践セミナー プリザーブドフラワーデザイン 講師 池坊光明流清美会 家元 奥 祥華 氏
11:00~11:50	講演会「カトレアと胡蝶蘭を 元気に咲かせよう！」 講師 須和田農園 副園主 世界らん展組織委員会 幹事 江尻 光二 氏
12:00~12:30	聖寿 SEIJU マジックショー
14:00~14:30	聖寿 SEIJU マジックショー
17:00	閉場

4月16日(土)

9:30	開場
10:00~10:25	ミニコンサート 津軽三味線佐藤流夢絃
10:30~11:30 先着 15名 材料費1000円	実践セミナー プリザーブドフラワーデザイン 講師 池坊光明流清美会 家元 奥 祥華 氏
11:00 先着 10名 材料費1000円	押し花アートフレーム作成 講師 ふしぎな花倶楽部 インストラクター
11:00~11:50	講演会「カトレアと胡蝶蘭を 元気に咲かせよう！」 講師 須和田農園 副園主 世界らん展組織委員会 幹事 江尻 光二 氏
11:30~12:00	聖寿 SEIJU マジックショー
12:30~12:55	ミニコンサート 津軽三味線佐藤流夢絃
13:00~13:30	大道芸 ピエロのテテ
13:30~14:00	聖寿 SEIJU マジックショー
17:00	閉場

らんフェスタ赤平2016

- 期間 2016年 4月15日(金)、16日(土)、17日(日)
- 会場 赤平市総合体育館
- 時間 9:30~17:00(入場は16:30まで)
- 観らん券 おひとり様／1日券
前売500円 当日800円 (高校生以下無料)
- なかそらの食と観光・物産フェア同時開催
花業者即売会、園芸市、飲食コーナーなど
- 問合せ らんフェスタ赤平実行委員会事務局
(赤平市商工労政観光課) ☎32-1841

4月17日(日)

9:30	開場
10:00~10:25	ミニコンサート 津軽三味線佐藤流夢絃
10:30~11:30 先着 15名 材料費1000円	実践セミナー プリザーブドフラワーデザイン 講師 池坊光明流清美会 家元 奥 祥華 氏
11:00 先着 10名 材料費1000円	押し花アートフレーム作成 講師 ふしぎな花倶楽部 インストラクター
11:30~12:00	大道芸 ピエロのライリー
12:00~13:15	特別講演会「笑う門には福来る」 講師 落語家 三遊亭 小遊三 氏 
13:30~13:55	ミニコンサート 津軽三味線佐藤流夢絃
16:00~16:30	迎え花即売会
17:00	閉会式

笑点
おなじみ

今だけ!



エルム高原温泉「ゆったり」

「ゆったり」 ☎34-2155・「虹の山荘」 ☎34-2177・赤平振興公社 ☎32-5121

回数券を購入の方は
さらに **2枚** お得!

エルム高原温泉「ゆったり」は、オープン以来、21年目を迎えました。これもひとえにご利用くださいます市民の皆さんのお陰です。日頃からのご利用に感謝の気持ちを込めて4月1日から4月30日までの間、特別感謝セールとして回数券大人12枚で5,000円のところ、**14枚5,000円**で販売します!

～ご宴会は「エルム」で～

レストラン「エルム」では、和食、和洋中ミックス、鍋の3コースを3,100円からご用意し、皆さんのお越しをお待ち申し上げております。

ご宴会は、2時間まで部屋代サービス、入館料無料のほか無料送迎バスも運行いたしますので、申込みの際にご相談ください。

4月の半額の日(28日)です!

保養サービス券を交付します!

赤平市では、市内に居住する高齢者の健康増進を目的として保養サービス事業を実施しています。



▶対象者

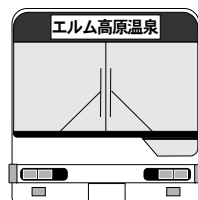
赤平市に住所を有する65歳以上の方。

▶交付場所・日時

エルム高原温泉「ゆったり」で随時受付します。

▶持参するもの

- ・新規の方は、住所及び年齢が確認できる健康保険証、運転免許証など。
- ・保養サービス事業登録証をお持ちの方は登録証を持参してください。



保養バス運行表

▶保養サービスバスは、曜日ごとに3地区の運行を行っていますので、ぜひご利用ください。

A 地区(月曜日・木曜日)

平岸東町会館	9:18
平岸駅前	9:19
平岸マート前	9:20
浄光寺前	9:21
平岸桂町(国道下道路)	9:23
茂尻本町集会所前	9:24
エルム工業前	9:26
茂尻栄町老人クラブ前	9:29
茂尻新町	9:30
百戸雇用促進住宅前	9:36
ケアハウスすいこう	9:37
交流センターみらい前	9:44
赤間入口	9:47
温泉「ゆったり」	10:00

B 地区(火曜日・金曜日)

茂尻伊藤石油前	9:25
日の出町会館	9:28
マックスバリュ赤平店	9:30
赤平消防署前	9:32
中央会館(虹かけ橋下)	9:33
市役所下(川添通り)	9:34
宮下東団地付近	9:36
桜木町バス停付近	9:37
赤平西郵便局前	9:43
文京簡易郵便局前	9:44
温泉「ゆったり」	10:00

C 地区(水曜日・土曜日)

桜木町研修センター	9:20
住吉獅子会館	9:30
工業団地入口(共和200番地)	9:36
共和地区集会所	9:37
十勝道路入口(幼稚園側)	9:38
若木町生活館	9:40
青葉団地入口(バス停下)	9:41
文京旧7イレブン前	9:42
カトウ薬房前	9:44
豊丘町会館	9:46
温泉「ゆったり」	10:00

帰路につきましては、3地区ともエルム高原温泉「ゆったり」を午後2時に出発し逆順路でお送りします。

※運休日→日曜日と「ゆったり」で指定した日につきましては、バスは運休となります。

2016 赤平らんオーナーズ倶楽部

オーナー募集中!

年間3回または4回、指定された住所に赤平特産のコショウランをお届けします。

全5コース

12,000円

年3回コース
年4回コース

22,000円

年3回コース

30,000円

年3回コース
年4回コース

※別途送料がかかる場合があります

■無料配達区域

赤平市・芦別市・滝川市・歌志内市・砂川市・上砂川町・新十津川町・奈井江町・浦臼町・雨竜町

■有料配達区域

上記以外へのお届けは、荷造り送料が加算されます。

[送料 平成27年度の実績]

年間3,700円から(3回コース)

年間5,000円から(4回コース)

【問合せ・申込先】 赤平らんオーナーズ倶楽部事務局 (株)赤平振興公社内)
詳細がわかるチラシは電話で請求してください。 ☎32-5121 FAX 32-5122
ホームページですべての情報がわかります。 <http://www.akabira.net/>

らんフェスタ会場で見本展示・申込み受付を行います。



4月から市税・保険料が コンビニで納められます



全国のコンビニで市税・
保険料を納付できます

市内のコンビニ全店舗はもち
ろん、全国各地のコンビニで市
税などの納付ができるようにな
りました。曜日や時間を気にせ
ず、お買い物のついで時などで
手軽に納めることができます。
仕事で忙しい方や、金融機関
へ行けない方は、ぜひご利用く
ださい。

コンビニで納付できる納付書は
バーコードが印字されています。

コンビニ収納の開始により、納付書は
1枚ごと(つづられていない状態)の
単票となります。

なお、ホチキスなどで留めるとコンビニ
では使用できなくなります。

記載されている納期限をよく確かめ
て納付してください。

コンビニで

納付可能な税目

■市道民税 ■固定資産税
■軽自動車税 (税務課担当)

■国民健康保険税
■後期高齢者医療保険料 (市民生活課担当)

■介護保険料

(介護健康推進課担当)

次の場合はコンビニで納付す
ることができませんのでご注意
ください。

- コンビニ納付用のバーコード
が印刷されていないもの。
- 汚れ、傷などでバーコードが
読み取れないもの。
- 金額を手書きなどで訂正した
もの。
- 納付書1枚あたりの金額が
30万円を超えるもの。

税 務 課
☎32-2219
市民生活課
☎32-2214
介 護 健 康
推 進 課
☎32-2217

取扱いコンビニ 店舗一覧

市内のコンビニ

- サンクス ●セイコーマート
- セブンイレブン ●ローソン

その他のコンビニ

- エブリワン ●MMK設置店
- くらしハウス ●ココストア
- コミュニティ・ストア
- サークルK ●スパー北海道
- スリーエイト ●スリーエフ
- 生活彩家 ●セーブオン
- タイエー ※タイエー(イオ
ン)ではありません
- デイリーヤマザキ
- ミニストップ
- ハセガワストア
- ファミリーマート ●ポプラ
- ニユーヤマザキデイリーストア
- ヤマザキスペシャルパート
- ナッシュopp
- ヤマザキデイリーストア
- ローソンストア100

※これまでどおり市役所窓口や
金融機関でも納付することが
できます。

上下水道の 検針票に 防犯 メッセージ を掲載



赤歌警察署・各関係団体・赤平市が 地域安全広報活動のための協定を締結

3月9日、赤歌警察署において「地域安全広報活動のための協定調印式」が行われました。

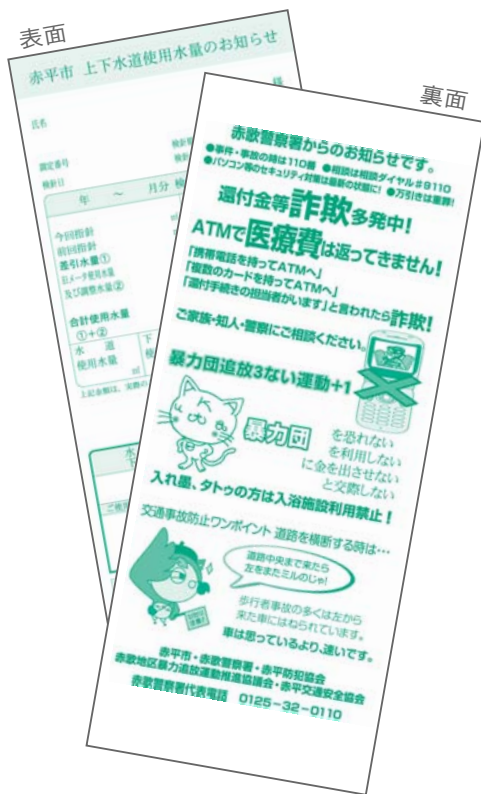
4月から水道検針業務で使用している「赤平市上下水道使用水量のお知らせ」(検針票の裏面に防犯メッセージなどを掲載することとなりました。この協定は検針を行う赤平市水道事業と広報を行う赤歌署・各関係団体がお互いに協力するということを確認し、締結したものです。

検針票は市内ほとんどの世帯・事業所に入るため、広く市民に防犯を呼びかけることができます。赤歌署によるとこうした協定は道内でも前例がないのではないかとのこと。

メッセージは1年間同じ内容となりますが、2カ月に一度検針票が入りましたら裏面もご覧になり、そのつど防犯に対する意識を高めていただけたらと思います。毎年、事件・事故の傾向や地域の情勢に沿った内容にあためながら、安全で安心な生活ができるようお知らせしていきます。

● 協定を締結した団体 ●

(上の写真、右から)
赤平交通安全協会 西出会長
札幌方面赤歌警察署 棚橋署長
赤平市水道事業 菊島市長
赤平防犯協会 植村会長
赤歌地区暴力追放運動推進協議会 若山会長



伊勢志摩サミット・関係閣僚会議の警備に「理解を」「テロを生ませない」「テロを起こさせない」

平成28年5月26・27日、三重県志摩市(賢島)におきまして、第42回主要国首脳会議(サミット)が開催されます。さらに、同会議に伴い関係閣僚会議が、4月10・11日に広島県で開催される外務大臣会合を皮切りに、9月24・25日に長野県で開催される交通大臣会合までの間、全国10都市で開催されます。

◎サミットなどの開催に伴い、テロを未然に防止するため、全国各地の空港や港、駅などで警戒警備を強化します。大変ご迷惑をおかけするかと存じますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

◎交通機関や大規模集客施設などで不審な人や車、物などを発見された場合には、警察や施設管理者への通報をお願いします。

問合せ 赤歌警察署

☎ 32-01110

住所が変わったら 住民票とマイナンバーの手続きを



いろいろ手続きが多い季節ですね

引越しの際は、住所異動の手続きを忘れずに！

住民票の異動の届け出(転入届・転出届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿の登録などにつながる大切な手続きです。必ず届け出てください。また、すべての住民に送付している「マイナンバー通知カード」や、希望者のみに交付され身分証明書となる「マイナンバーカード(個人番号カード)」、「住民基本台帳カード」については、これらに記載されている住所を最新のものにしておく必要があります。

住所・氏名変更の際は、カードの変更手続きも！

引越しで住所を変更した場合や戸籍の届け出などで氏名変更があった場合は、「マイナンバーカード(個人番号カード)」と交付の際に記入した「暗証番号の用紙」を持参のうえ、戸籍年金係窓口でカード変更の手続きを行ってください。「暗証番号」がわからないと変更手続きができません(市役所では暗証番号の管理は一切行っていません)。なお、市役所で住所・氏名を変更しないと、電子証明書は利用できませんのでご注意願います。

総合フリーダイヤルの開設時間が変わります

平成 28 年 4 月 1 日から、マイナンバー総合フリーダイヤルの開設時間が変更になります。

○マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178

※番号の変更はありません。

○開設時間

(変更前) 平日 8:30~22:00
土日祝 9:30~17:30



(変更後) 平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

マイナンバーカード夜間受取り可能日
カードを申請された方で交付にあたって日中都合がつかない方

➡ 4月6日(水)、4月19日(火)、4月28日(木)
20時まで 戸籍年金係窓口にて
(事前に戸籍年金係へ電話連絡願います)

戸籍年金係
☎ 32-1823



あかびらまちづくり フォト コンテスト 2016



**カメラ
部門**

**new!
スマホ
部門**

作品募集

このまちが、ますます好きになりそうな赤平市の魅力を写真で表現してください。

【写真テーマ】 カメラ部門 ・大人の部 テーマ『ポスターにしたらいいよね。この写真!』
・子供の部 テーマ『あかびらベストショット』
スマホ部門 ・年齢制限なし テーマ『あかびらベストショット』

【応募締切】 平成 29 年 2 月 10 日 (金) (当日消印有効) ・スマホ部門は季節ごとに締切りがあります

【あて先・問合せ】 〒079-1192 赤平市泉町4丁目1番地 赤平市企画財政課企画調整係 Tel 32-1834

詳しい情報は
こちらにアクセス

あかびらまちづくりフォトコンテスト

検索 



市では、安心して長く住み続けられるよう、市民の皆さんが市内の建設業者に依頼して、自らが所有し住んでいる住宅のリフォームや解体工事を行う場合、工事費の一部を助成しています。

■対象住宅

本市で自己が所有し、現に居住している住宅（併用住宅の場合は居住部分に限る）。

■対象者

○本市に住所を有している方
（老朽住宅除却工事は除く）
○市税などの滞納がない方
（対象世帯全員）

■助成要件

市内に事業所があり、建設業の許可を持った業者、または個人事業者が施工する工事（太陽光発電システム設置工事は除く）。

■助成内容

下記の表を参照。
リフォーム工事については何年度でも申請が可能です。ただし、

下表の限度額から平成22年5月以降ですでに受領した助成金の金額を差引いた額を限度額とします。

■対象とならない工事

付属車庫や物置、門、塀、ロードヒーティング、融雪槽などの外構、植栽工事、水洗化工事など。

■注意事項

資格・内容などの審査がありますので、必ず事前に申請手続きをされてから工事を着手してください。

※工事着手後の申請は受け付けできませんのでご注意ください。

実施期間

平成28年4月1日～
平成31年3月31日

申込み・問合せ

赤平建設業協会

（月）（金） 8時30分～17時

☎32・2549

相談先 市役所建設課建築係

☎32・1844

昨年度末から
3年間延長！

	対象工事費	助成率	限度額	対 象
耐震改修工事	100万円以上	20%	50万円	耐震診断の結果、耐震不足と判定された建物
太陽光発電システム設置工事	100万円以上	出力1kw あたり6万円	20万円	新築住宅を含めた全住宅
リフォーム工事	50万円以上	10% (15%)	30万円 (45万円)	新築後5年を経過した住宅 ※()内は申請時に18歳未満の子どもが同居し子育てしている世帯の場合
老朽住宅除却工事	50万円以上	20%	20万円	昭和56年5月31日以前に着工された建物

平成28年4月スタート

『障害者差別解消法』

差別解消法』

4月1日から障がいがある理由とした差別をなくすために、『障害者差別解消法』が施行されます。障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることをめざした法律です。国、自治体、民間事業者における、障がいがある理由とする差別を解消するための措置などについて定められています。

『障がいがある理由とする差別とは』

障がいがある理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりする行為を言います。

また、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を排除するために必要で合理的な配慮（以下、「合理的配慮」と呼びます。）を行うことが求められます。合理的配慮を行わないことで、障

がいのある人の権利利益が侵害される場合も差別にあたります。

『障害者差別解消法が始まると』

例(1) 障がいがあることを理由にお店を利用できなかった。



「不当な差別的取扱い」と考えられます。

※ただし、他に方法がない場合などは不当な差別的取扱いとならないこともあります。

例(2) 会議に支援してくれる人を入れてもらえなかった。



「合理的配慮」をしないことによる差別にあたります。



『不当な差別的取扱い』

◆「役所」も「会社」も「お店」もしてはいけません。 …… 禁止

『合理的配慮』

◆「役所」は配慮しなければなりません。 …… 法的義務

◆「会社」や「お店」は配慮するよう努めなければなりません。 …… 努力義務

年金 information

問合せ
戸籍年金係 ☎ 32-1823
砂川年金事務所
☎ 52-2144

平成28年度の 国民年金保険料

定額保険料

月額 16,260 円

(平成28年4月分～
平成29年3月分)

20歳以上の学生で国民年金保険料を納めることが困難なときは、
学生納付特例制度をご利用ください

所得の少ない学生の方が、国民年金保険料の納付を先送り(猶予)できる制度です。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

対象となる方は、大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(学校教育法で規定されている修業年限1年以上の課程)に在学する学生などで、ご本人の前年所得が一定額以下の方です。

《申込みに必要なもの》
在学証明書(原本)または、学生証のコピー(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)、印鑑をお持ちになって、戸籍年金係窓口へ申請してください。

承認された場合、期間は4月から翌年3月までの1年間となります。

引き続き学生納付特例をご利用する場合でも、毎年度の申請が必要です。

学生納付特例制度のメリット

・病気やケガで障がいが残ったときも障害基礎年金を受け取ることができます。

・年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。

～特定付加保険料制度が始まります～

●納付可能期間

平成28年4月1日～
平成31年3月31日の3年間

●対象期間

平成18年4月以降の期間のうち、特定付加保険料の納付申出が承認された日の属する月から遡って10年以内の期間

●保険料額

付加保険料額と同額 400 円

これまで付加保険料については、納期限(翌月末)までに納付しなかった場合は、付加年金の辞退申出とみなされ、それで以降付加保険料を納付することができませんでした。

しかし、平成28年4月1日から特定付加保険料制度が施行され、施行日から3年間に限り、付加保険料に相当する額の国民年金の保険料(特定付加保険料)を納付することができます。

※対象者の方には、日本年金機構から「特定付加保険料の事前お知らせ」が送付されます。

市税等 収納向上 information

問合せ
税務課納税係
☎32-2219

公平で公正な明るい 市を築くために

「公平で安全な公共サービス提供のため…」などの言葉を何度か広報誌の中で見かけたことがあると思います。では、公共サービスとは具体的にどのようなものなのでしょうか。

公共サービスとは

幼稚園や小中学校などの教育機関はもちろん、高齢者への介護や市立病院などの医療介護サービス、上下水道などのライフライン提供、公園や道路の整備、除雪など日々の生活の様々なところに公共サービスは存在しています。税金や公共料金は、そのサービスの円滑な提供のため、利用されています。

税や料金が未納になると

一人が税金や公共料金を納め

ないと、しっかりと納めている市民の皆さんが負担を負うことになります。それだけではなく、自分や家族がサービスを必要としたとき満足なサービスを受けられないことがあります。

こうした問題解決のため、赤平市では滞納の解消に向け、催告や滞納処分を強化しています。



今月の納付

●介護保険料 第1期
納期限 5月2日(月)まで

医療保険 information

問合せ
医療保険係 ☎ 32-2214

「国民健康保険の届け出、 忘れていませんか？」

国民健康保険は、職場の健康保険と違って、世帯主が加入・脱退などの届け出をしなければなりません。たとえば、加入の届け出が遅れてしまうと、被保険者になった時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、被保険者証がない間の医療費は、全額を自己負担することとなります。

【注意】

被保険者証が変わったときは、医療機関に被保険者証が変わったことを伝えてください！

※資格のない被保険者証を使って受診した場合、総医療費から自己負担分を除いた額を市へ返還していただきます。
下記のようなときは、必ず届け出をしましょう。

国保に加入	国保を脱退	その他
◆他の市町村から転入したとき ◆職場の健康保険などをやめたとき ◆生活保護が廃止になったとき ◆子どもが生まれたとき	◆他の市町村へ転出したとき ◆他の健康保険などに加入したとき ◆生活保護が開始になったとき ◆加入者(被保険者)が死亡したとき	◆住所・氏名・世帯主などが変わったとき ◆子どもが就学のため他の市町村に転出するとき

必要になります

手続きには
**マイナンバーと
本人確認**

詳しくは広報あかびら3月号(P11)をご覧ください。
医療保険係へお問合せください。

「入院時の食療養標準 負担額が一部変わります」

食療養標準負担額(食事代)が左記のように変わります。

	負担額 (1食)		
	現行	平成28年4月	平成30年4月
住民税 課税	260円 ⇒	360円 ⇒	460円
非課税(低所得Ⅱ)	210円 ⇒	据え置き ⇒	据え置き
非課税(低所得Ⅰ)	100円 ⇒	据え置き ⇒	据え置き

※非課税世帯の負担額は変わ
りません。
※指定難病、小児慢性特定疾
病の医療受給者証をお持ちの
方は260円に据え置き

野外

■スポーツセンターテニスコート

受付業務は、総合体育館にて
行っております。(有料)

■大町及び文京テニスコート

学校利用時間を除く時間帯で
開放します。(無料)

■赤平パークゴルフ場

今年度も無料で開放します。

今年も朝7時から使用ができますが、芝が傷む状況
が発生した場合には、9時からの使用時間に変更する
こともありますので、ご理解をお願いします。

※毎週火曜日はコース整備のため使用できません。

※その他利用できる施設

- ・虹ヶ丘球場
- ・茂尻テニスコート(東公民館横)
- ・住友河畔パークゴルフ場
- ・翠光苑パークゴルフ場

▶利用期間

5月1日(日)～10月31日(月)

▶利用時間

日の出から日没まで

スポーツ 施設

s p o r t s

問合せ

社会体育係 ☎ 33-7750

屋内

■赤平市民プール

▶利用期間

6月1日(水)～9月30日(金)

▶利用時間

10:00～21:00

野外スポーツ施設については、整備状況により、開設時期が遅れる
可能性があります。
ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。



北海道でも日本脳炎 予防接種が始まります

北海道では、これまで40年以上日本脳炎の患者は無く、感染を媒介する蚊「コガタアカイエカ」も生息していないため、日本脳炎の定期予防接種を行っていませんでした。しかし、道民が日本脳炎の発生している西日本や海外に行き来する機会は増えており、日本脳炎に感染する可能性が高まっているため、平成28年4月より定期予防接種として行うことになりました。

日本脳炎とは



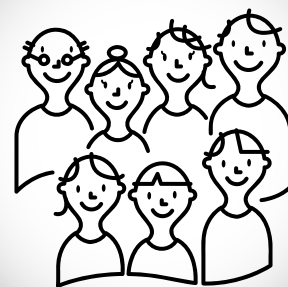
日本脳炎は潜伏期7～10日、突然の発熱、頭痛、おう吐、意識障害やけいれんなどを主徴とするウイルス性の急性脳炎です。かつては致死率、後遺症を残す率が高く、現在でも致死率20～40％程度と考えられており、なお神経学的後遺症を残す例が多い感染症です。感染者100～1,000人に1人が脳炎などの病気を発症すると考えられ、脳炎以外に不全型無菌性髄膜炎、夏かぜ様疾患もみられます。最近では年間10人程度が西日本地区の高齢者を中心に発症しており、若年者の発症もみられています。また、東南アジアや東アジアに広く分布して患者が多発しています。

日本脳炎は、日本脳炎ウイルスに感染しているブタを刺したコガタアカイエカに刺されることによってヒトに感染します。ヒトからヒトへ感染することはありません。

予防接種の対象者



- 日本脳炎の予防接種の対象者は1期3回が生後6カ月以上～生後90カ月(7歳半)未満、2期1回が9歳以上～13歳未満とされています。通常は3歳で2回、4歳で1回、9歳で1回の合計4回受けます。
- 北海道ではこれまで定期の予防接種として行っておらず、また全国的に予防接種を差し控えていた時期もあるため、特例として上記以外の年齢で20歳になるまでの間であれば定期予防接種として受けることができます。ただし7歳半～9歳未満は定期予防接種として扱われません。



市民健康ガイド

今年度の予防接種勧奨者



赤平市では平成28年度、次の誕生日の方に予防接種の勧奨を行います。

(1) 個別通知及び受診券付予診票が送付される方

- 受診券付予診票に必要事項を記載し、あかびら市立病院で接種を受けてください。

3歳	平成25年4月2日～平成26年4月1日生
6歳	平成22年4月2日～平成23年4月1日生
7歳	平成21年4月2日～平成22年4月1日生

(2) 個別通知のみ送付される方

- 接種を希望される方は、健康づくり推進係にご連絡のうえ受診券付予診票の発行を受けたあと、あかびら市立病院で接種を受けてください。

18歳	平成10年4月2日～平成11年4月1日生
19歳	平成9年4月2日～平成10年4月1日生
20歳	平成8年4月2日～平成9年4月1日生

※平成28年度中に20歳になる方は20歳の誕生日の前日を過ぎると、日本脳炎ワクチン予防接種が定期予防接種(法定接種)として扱われません。健康づくり推進係にご相談ください。

(3) 上記以外の方

- 7歳半～9歳未満、20歳以上を除き、接種を受けることは可能です。健康づくり推進係にご相談ください。



今月の
お知らせ



タバコラム

「今さらですが、タバコは身体に悪いものです。」

タバコの煙は、タバコを吸う人の健康はもちろん、その副流煙を吸わされる人の健康にもさまざまな悪影響をおよぼします。

脳卒中・心筋梗塞とタバコ

ニコチンは動脈硬化を予防する善玉コレステロールの値を下げ、血圧を上げ、血液をネバネバにします。このため血管が詰まりやすくなります。血管の詰まりが脳で起こると脳梗塞、心臓で起こると心筋梗塞をおこします。

赤平では高血圧とタバコにより若い方の心筋梗塞が多い状況です。そしてこれは、他人のタバコの煙でも起きてしまいます。

肺気腫とタバコ

肺気腫は、肺の細かい構造が壊れて肺が伸びきったゴム風船のような状態になり、徐々に進行し、呼吸困難(空気を吐き出せなくなる)などの症状が現れる病気です。

肺機能はすべての人が30歳くらいをピークに低下しますが、タバコを吸うと肺の細胞をより多く壊す(溶かす)ため、実年齢が60歳でも肺機能だけ90歳ということがあります。失われた肺機能は二度と再生しません。

歯周病とタバコ

歯周病菌と戦う白血球の機能低下や、血管の収縮による歯ぐきの酸素不足・栄養不足により、タバコを吸う人は、吸わない人に比べて3倍も歯周病にかかりやすく、また2倍も多く歯を失っていると言われます。歯周病や酸欠から、歯ぐきの色は悪くなり、歯槽膿漏や細菌の繁殖で口臭がきつくなります。



美容とタバコ

ニコチンは、血流を悪くし皮膚の温度を低下させ、新陳代謝が悪くなり、しわ、たるみ、くすみ、かさつきの原因になります。また、メラニン色素防止やコラーゲンの生成を助けるビタミンCが多量に破壊されるため、しみ・そばかすなど色素沈着おこし、肌のハリ・ツヤを失いやすくなります。さらに、活性酸素が増えて老化を早めたり、酸素不足で肌や口唇の色が悪くなったりします。化粧品や、コラーゲン・ビタミンなどのサプリメントにたくさんお金を使っても、タバコを吸うと効果を失ってしまいます。

元気がみつかる場所

「ほろカフェ」

「工房赤平虹の架け橋」の通所者がカフェスタッフをつとめている、だれもが気軽に参加できるコミュニティカフェです。手づくりスイーツを味わいながら健康について楽しくお話しませんか。

日 時

4月14日(木) 14:00~16:00

場 所

あかびら市立病院 かあさん食堂「ほらん亭」

テーマ

認知症について学ぼう、話し合おう

●市立病院外来診療日程●

○…午前・午後とも診療 △…午前のみ診療 ×…休診
□…午後のみ診療

内 科	整 形 外 科	外 科	産 婦 人 科	皮 膚 科	泌 尿 器 科	耳 鼻 咽 喉 科	小 児 科	眼 科	
○	△	△	休 診	×	△	×	○	×	月
○	□	△		△	×	△	○	×	火
○	△	○		×	□	×	△	×	水
○	△	△		×	△	×	○	×	木
○	○	△		×	×	△	○	○	金



市立病院の診療日程

医 療



コーナー

※初診の方、及び診療券(カード)をお忘れの方の受付は8時からです。土曜日、日曜日、祝日は休診です。

午後				午前
15時00分～16時00分	13時00分～15時00分	13時00分～14時30分	13時00分～15時30分	7時45分～11時30分
小児科	内科・外科・整形外科	眼科	泌尿器科	全科



再来
受診機

平日の受付時間

整形外科外来からのお知らせ

- 4月より、常勤医師が着任し、診療日程が大幅に変更となりますので、ご注意ください。
 - ・渋谷医師(月・水・木・金)午前中
 - ・砂川市立病院からの協力医師(火・金)の午後
- ※受付時間(左記の表をご覧ください)

眼科外来からのお知らせ

- 4月より、月曜日の診療が休診となり毎週金曜日のみの診療となりますので、ご了承ください。
- ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

市立病院スタッフ募集のお知らせ

□募集職種及び人員

- ▶ 病棟看護助手(嘱託・臨時・パート)
経験のない方でも歓迎いたします。
勤務時間などをご相談に応じます。
- ▶ 救急外来専従者(臨時職員/看護師・准看護師)
 - ・夜間当直 1,600円(時給)
(1回の夜間当直につき23,200円)
 - ・日直(土日/祝日) 1,600円(時給)
(1回の日直につき12,000円)
- ▶ 看護師・准看護師(嘱託・臨時・パート)
(病棟・外来・透析勤務)

問合せ
あかびら市立病院管理課 ☎32-3211(内線406)

29日 (振)	24日 (日)	17日 (日)	10日 (日)	3日 (日)	4月
扇町歯科医院(滝川市) ☎24-3300	フジタ歯科医院(滝川市) ☎24-8211	なかむらファミリー歯科(滝川市) ☎26-2282	東鶉歯科診療所(上砂川町) ☎62-3368	小西歯科医院(芦別市) ☎0124-230102	病・医 院 名

歯科診療時間 午前9時から正午まで

歯科

休日診療



(市役所)

農林水産大臣賞を受賞

3 / 15

北海道花き品評会において、(株)赤平オーキッドのコチョウランが念願の農林水産大臣賞を受賞しました。らんフェスタを前に明るい報告をいただきました。

まちの話題

photo news



(市役所)

北海道社会貢献賞受賞

3 / 1

米森康子氏が、男女平等参画の推進や地域活動活性化への貢献を称えられ、北海道知事から表彰を受けました。



(AKABIRAベース)

がんがん祭り

3 / 6

会場をAKABIRAベースに変えて初めて開催されたがんがん祭り。7店舗が出店し、来場者は食べ比べをしながら体をあたためました。



(市役所)

青少年善行表彰

2 / 23

左から村上翔太さん(少年野球)・稲葉航平さん・風間拓斗さん(いずれも赤平火太鼓)が、スポーツ・文化活動での活躍を認められ、表彰されました。



(川崎氏宅)

故川崎哲夫氏特旨叙位を受章

3 / 7

市議会議員として、永年にわたり地方自治育成に貢献された功績により特旨叙位として正六位が授与され、ご遺族の川崎恵子氏に伝達されました。

行政・公共

無料法律相談会

無料法律相談会を開催します。
・訪問販売で高額商品を買わされたけど解約したい…。
・隣と敷地のことでもめているので何とかしたい…。
・借金を整理したい…などなどお気軽にご相談ください。

日時

◆4月5日(火)歌志内市・上砂川町

村田 雅彦 弁護士

◆4月12日(火)赤平市

丸山 健 弁護士

◆4月19日(火)歌志内市・上砂川町

高木 淳平 弁護士

◆4月26日(火)赤平市

小林 杜季子 弁護士

赤平会場

市コミセン別館

(商工会議所となり)

開催時間

▼赤平市・歌志内市(10時〜12時)

▼上砂川町(13時30分〜15時30分)

申込み・問合せ

生活環境交通係 ☎32・2215

歌志内市役所 ☎42・3211

上砂川町役場 ☎62・2011

こんばんは市長室

昼間働いている方や大勢の中で話すことが苦手な方、直接市長とお話したい方などのために「こんばんは市長室」を開設しています。

日ごろ、まちづくりについて感じていることなど、市長と一緒に考えてみませんか。

対象者 市内に居住されている方、または市内の企業に勤務されている方。

日時 4月18日(月) 18時〜

(変更になる場合があります。)

行政相談委員

場所 市産業研修ホール2階

(総合体育館横)

行政相談委員



かわいいおともだちを紹介
します！



えびこ とうまちゃん(左)
ゆうとちゃん(右)
(1歳5カ月)

あかびらの人口

(平成28年2月末日現在)

※()内は前月比

総数	10,987人	(↓25)
男	5,033人	(↓10)
女	5,954人	(↓15)
世帯数	6,197世帯	(↓17)

お天気メモ

(平成28年2月)

		前年
最高気温	4.9℃	(6.6℃)
最低気温	-17.6℃	(-20.4℃)
降水量	75.0mm	(22.5mm)
降雪量	189 cm	(84.5cm)

定期行政相談

※懇談時間は1人30分として
りますのでご了承願います。

受付 4月1日(金)〜8日(金)

申込み・問合せ

広報広聴係 ☎32・1834

堀口 妥氏・北村 則子氏
問合せ 生活環境交通係
☎32・2215

人権擁護委員の委嘱



中根 大
人権擁護委員

福島賢一氏が退任され、4月1日付で法務大臣から委嘱を受け、人権擁護委員に中根大氏が任命(新任)されました。任期は平成31年3月31日までです。

毎日の暮らしの中で起こる様々な人権に関する問題について無料でご相談に応じます。お気軽にご相談ください。

中根 大氏 ☎74・5550(写真)

下口 隆氏 ☎33・8846

菅原 千津子氏 ☎32・1770

K&M Law ……初回相談料無料……

相続問題、離婚、借金問題、交通事故などの個人の問題から企業経営に関する法務まで、様々なご相談をお受けしています。初回相談無料です。お気軽にご相談ください。

どんなことでもお気軽にご相談ください(電話予約制:平日9時から18時) 初回相談料無料 (滝川事務所)

札幌弁護士会所属 小寺・松田法律事務所 滝川市花月町1丁目1番10号
弁護士法人 TEL.0125-23-8455
http://www.kmlaw.jp

◆ 毎月第3土曜日 午後1時から4時まで休日相談開催 ◆ (土曜日相談の受付は前日まで)



タクシー券を交付します

交付対象者

市内に居住する在宅者で、下肢・体幹・運動（移動）機能障害・視覚障害・心臓機能障害・呼吸器機能障害・腎臓機能障害において、「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度がそれぞれ単独で1、2級に該当する方。ただし、自動車税及び軽自動車税の減免を受けている方を除く。

※該当者には、案内の通知が送付されます。

交付枚数 1人年間24枚（1枚550円×月2枚）

有効期間

4月5日～平成29年3月31日

持参するもの

印鑑、身体障害者手帳、お知らせの通知

交付日時及び会場

4月5日（火）9時～11時 東公民館
13時～17時 地域福祉係窓口
※4月6日以降は地域福祉係窓口で交付いたします。

問合せ 地域福祉係

☎ 32-2216

各種手当の額が変わります

法律などの規定により、児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害

児福祉手当などの手当額が、平成28年4月分から0.8%引き上げとなり、次のとおり改定されます。

●児童扶養手当

全額支給（月額）42,330円
一部支給（月額）9,990円
42,320円

●特別児童扶養手当

1級（月額）51,500円
2級（月額）34,300円

問合せ 子ども未来・医療給付係

☎ 32-2216

◆障害児福祉手当

（月額）14,600円

◆特別障害者手当

（月額）26,830円

問合せ 地域福祉係

☎ 32-2216

「飲用井戸調査」の

報告書の公表

昨春秋より実施していましたが「飲用井戸調査」が終了し、報告書が完成しました。

調査にご協力をいただいた皆さんには、感謝申し上げます。

なお、報告書は、市民生活課生活環境交通係内に保管してありますので、ご覧になりたい方は連絡をください。

問合せ 生活環境交通係

☎ 32-2215

消防救急

デジタル無線の運用開始

赤平消防署では、電波法の改正に伴い、アナログ方式で運用していた消防救急無線をデジタル方式の無線へ移行するための工事が完了し、平成28年3月10日から運用を開始しています。

主な特徴

デジタル無線は他局との混信や雑音が少なく、高音質で確実な会話が可能となることから、円滑な無線統制、情報共有が的確に行われます。また、秘匿性が向上し、第三者が傍受することができず、第三者が傍受することができず、現場活動に必要な重要情報を発信することができず。

問合せ 赤平消防署

☎ 32-3181

生活

リサイクルについてお願い

赤平市では、資源の有効活用とごみの減量を目的として、古衣料や使用済み割り箸の回収箱を市コミュニティセンター入口に設置しています。

回収箱に入れた品物は消

費者協会が分類してリサイクルを行なっています。

次のようなものはリサイクルできませんので、入れないでください。

●竹箸・塗り箸・焼き鳥などの串・かまぼこの板・スプーン・フォーク・爪楊枝・焼け焦げた箸・カビている箸・濡れている箸

●古衣料のうち

破れたり、汚れていて再利用できないもの・濡れているもの・臭いのひどいもの・ハンカチやパンツ（下着）、靴下など小さなもの・スキーウェア・端切れ・カーテン・綿の入ったものなど※回収できるものか迷ったときは、消費者協会にお問い合わせください。

問合せ ☎ 32-1833

注意！市内一円で

銃器による捕獲実施中

近年、クマの出没やシカの農作物被害などが発生しており、このため、市内一円で銃器による捕獲が行われています。

▼山に入るときは、目立つ服装で入りましょう。

▼狩猟者は、周囲の安全を十分に確認しましょう。

問合せ 林業係

☎ 32-1842

調理師・調理員募集

業務内容

医療・福祉施設での食事提供業務です。

就業場所/勤務時間

（基本1日8時間勤務 短時間パート、短日勤も応相談）
①赤平市錦町2丁目6番地（福祉施設）
5:00～14:00（8h）
9:30～18:30（8h）

給料

調理師：170,000円～200,000円（月給日給）
調理員：145,000円～165,000円（月給日給）

まずはお問い合わせ下さい

0120-032-055 日清医療食品株式会社 北海道支店

（求人受付担当宛）

司法書士中根事務所

◆業務内容◆

登記相談・法律相談（※）・不動産登記（相続・売買その他）
商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・
簡易裁判所訴訟代理（※）（※）は請求額140万円以下の民事に関するものに限られます。

同一案件につき初回の相談は無料です。

司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550

赤平市東文京町2丁目4番地2

ブログ：http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane



水道を使用する際の注意

- ❶ お引越などで、水道を使用開始または使用中止したい場合は、必ず事前に連絡をお願いします。
水道を使用開始する場合(立会いが必要です)
水道を使用中止する場合(使用しなくなった場合でも、連絡がなければ基本料金がかかります)

- ❷ 水道の使用者、所有者、使用用途が変更になるときは、届け出をしてください。

- ❸ 水道工事新設・改造・撤去などをするときは、市の水道の指定業者へ依頼してください。

問合せ 上下水道課管理係
☎32・2218

山火事注意

「山火事は森の命を消していく」
林野火災予防強調期間
4月15日～5月31日

入林・山菜採りの心構え6カ条

- ① 行き先を必ず家族などに知らせ、入林届に記入すること。※私有林に入る場合も、所有者の承諾を受けてから入林すること。② 単独での入林は、できるだけ避けること。③ 目立つ服装などで入林すること。④ 通信手段や笛、

ラジオ、非常食、目印用テープ、懐中電灯などを携帯すること。
⑤ 造林作業道には、立ち入らないようにすること。⑥ 迷ったら、落ち着いて行動すること。

問合せ 林業係 ☎32・1842

春のヒグマ注意特別期間

4月1日(金)～5月31日(火)

本年も山菜採りが盛んになる季節を迎えますが、ヒグマによる人身事故は、山菜採りの際に多く発生しています。また、春先には森林内で親子グマ出没が多発しています。子グマは、好奇心が旺盛で、警戒心が薄いことから、人里付近に出没しやすいことも予想されます。子グマの近くには母グマがいますので注意しましょう。

クマに遭わないために！

- ① クマの居そうな場所には行かないこと。② クマの足跡やフンを見つけたら、すぐ引き返すこと。③ 薄暗い早朝や夕方、濃霧時、降雨時に野山に入るのとは避けること。④ 単独での入林はできるだけやめること。⑤ 鈴など音の出るものを鳴らし、人の存在をクマに知らせること。⑥ 残飯、空き缶などのゴミは、クマを引き寄せることになるので必ず持ち帰ること。

善意

問合せ 林業係 ☎32・1842

ありがとうございました

(愛真ホームへ)

- ◆ 仲島トキ子(日の出町)あて布
◆ 中島宏子(西文京町)あて布
◆ エルム高原ゆつたり あて布
◎ 愛真ホームでは「あて布(タオル類)が不足しています。ご寄贈をお願いします。」

問合せ 愛真ホーム ☎32・2884

市民行事

今月から、施設ごとに行事掲載します。

総合体育館

フットサル教室

Fリーグに加盟するプロフットサルチーム「エスポラーダ北海道」の選手が、子どもたちの指導のため、赤平にやってきました。

参加希望者は申込用紙に必要事項を記入の上、お申込みください。なお、観覧は自由です。

日時 4月23日(土)

13時集合(13時30分～15時30分予定)

参加料 無料

参加対象者 小学4～6年生
申込期間 4月1日(金)～16日(土)
持ち物

運動できる服装・上靴・飲み物・持っている方はサッカーボール

参加申込先 総合体育館

主催 赤平市・赤平市教育委員会
問合せ 社会体育係(総合体育館内) ☎33・7750

こども体力測定会走り方教室

最近子どもの体力低下がとりざたされています。お子さんの体力がどの位あるのか測定してみませんか。また、運動会も控えているこの時期に少しでも速く走れるようにと、走り方教室も開催いたします。多くの子どもたちの参加をお待ちしています。

日時 5月15日(日) 9時集合
会場 総合体育館・中央中学校グラウンド

参加対象者 市内小学生(参加申込書にて申込願います。)

申込期間 4月1日(金)～5月1日(日)
測定種目(8種目)

握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン(往復持久走・50m走・立ち幅とび・ソフトボール投げ)

持ち物 運動できる服装・運動靴

(外靴・上靴両方)・飲み物
参加申込先 総合体育館・市内各小学校(参加無料)

主催 赤平市・赤平市教育委員会
共催 北翔大学
問合せ 社会体育係(総合体育館内) ☎33・7750

交流センターみらい

第9回みらいまつり

展示・芸能発表を行います。市民の多数のご来場をお待ちしております。

開催日時

○4月2日(土) 展示9時～17時
○4月3日(日) 展示9時～15時 芸能11時～14時

共催

教育委員会・みらいまつり実行委員会

手話奉仕員養成に向けての初心者お試し講座

「手話ってなに？」

日時 4月21日(木)(参加費無料)

1部 13時30分～15時
2部 18時～19時30分

(どちらか都合の良い時間をお選びください。)

申込締切 4月15日(金)

申込先 地域福祉係
☎32・2216

東公民館

お手軽リンパマッサージ講座

リンパの流れが滞ると、むくみや痛み、コリ、疲労、体調不良、免疫力の低下などの様々な症状が現れます。ご自身で手軽にできるリンパマッサージを学んで、体内に蓄積された老廃物や毒素を排泄して、健康な体づくりをしませんか。

更にダイエット効果もありますので、ぜひ体験してください。
日時 5月9日(月)・16日(月)・23日(月)・30日(月)、6月6日(月) 全日18時30分～20時(定員10名)

講師 橋 香央里氏(有限会社たちばな)

持ち物 タオル・飲み物
申込み 東公民館 ☎33-7537

図書館

「子ども読書の日」展示会

4月23日の「子ども読書の日」にちなんで、図書館ホールにおいて子ども読書の日展示会を開催しています。

「キッズ(絵本)」「ジュニア(児童書)」「ヤングアダルト(中高生向き)」「コーナーとお子さんが手に取りやすいように、学齢ご

とに展示、紹介しています。

お気軽に遊びにいらしてください。

期間 4月1日(金)～4月23日(土)
問合せ 図書館 ☎32-2224

募 集

平成28年度第1回

警察官採用試験

北海道警察では、警察官を募集します。

願書交付・受付期間

4月15日(金)まで

※警察署でも申込書の受付ができません(持参の場合のみ)

※電子申請による受付は4月13日(水)まで

第1次試験日 5月8日(日)

受付資格

【A区分(男女)】

学校教育法による大学(短期大学を除く。)等を卒業した方(平成29年3月卒業見込者を含む。)

【B区分(男女)】

A区分以外の方(学校教育法による高等学校に在学中の方を除く。)

年 齢 昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方

問合せ 北海道警察本部採用センター ☎0120-860-314、赤歌警察署警務課及び最寄りの交番 駐在所 ☎32-0110

赤平パークゴルフ協会

会員募集のご案内

赤平パークゴルフ協会では、

発足25年目を迎えますが、会員がここ数年減少傾向にあります。

パークゴルフを通じてフレンドシップを重んじ、楽しさを共有できる方を募集しています。

対象者 18歳以上の赤平市民で、男女、経験問わずパークゴルフが好きな方

申込み・問合せ 飯島保雄 ☎33-8630または ☎090-1524-7203

渡辺義介 ☎32-0449 (それぞれ問合せは18時以降)

「こっちゃん写真の募集

お子さんの写真を広報に載せてみませんか? 10カ月くらいから3歳くらいまでの写真を募集しています。

問合せ 広報広聴係 ☎32-1834

道営住宅入居者の募集

募集戸数	■文京団地3LDK5戸 ■豊丘南団地2LDK1戸 ■豊丘南団地2DK1戸 ・宮下団地は随時募集しています。 ・応募者多数の場合は抽選となります。	
	資格	暴力団員でない方 単身者は入居できません。 (豊丘南2DKのみ単身者可) ※詳細は受付時にご説明します。
家賃	世帯の収入によって決定	
入居	6月1日(水)予定	
受付	期間	4月7日(木)～9日(土) 9時～18時30分※9日(土)のみ17時まで
	場所	交流センターみらい研修室3
抽選	日時	4月12日(火)10時～
	場所	交流センターみらい研修室3
問合せ	MMSマンションマネージメントサービス(株)担当: 袴田 (平日8時45分～17時30分) ☎23-3071	

広報あかびら

2016年(平成28年)4月号

赤平市役所

〒079-1192 赤平市泉町4丁目1番地

☎0125-32-2211 FAX 0125-32-5033

URL <http://www.city.akabira.hokkaido.jp/>

Email info@city.akabira.hokkaido.jp

広報のつばやき

◆卒業式の取材へ行き、たくさんの方の旅立ちを見届けさせてもらいました。みんなの旅立つ姿を見ていると思わずこちらにも涙が。そんな担当Dはもちろん自分の卒業式では大号泣でした。／D

◆広報を少しリニューアルしました。今号30頁分の前稿を前に「早まった」と思いつつ、年度替りにいい区切りとなりました。でも、読みやすい誌面づくりはまだまだ奥深いようです。／S

＼ 新社会人奮闘中！ /

あかびら動物病院 勤務 風間春菜さん



就職したきっかけは？

赤平で育った私は、小さい頃から動物が好きで、この春に卒業した専門学校では、主にペットのトリミングについて勉強していました。卒業してから動物に関わる仕事に就きたいと思っていたとき、愛犬(チヨコ)の診察の関係でお世話になっていたあかびら動物病院の院長先生に、『うちで働かないかい？』と声をかけていただいたんです。お話をいただいたときはとても嬉しかったです。

実際に働いてみてどうですか？

今は受付対応や、院長先生の診察の手伝いなどをしていますが、やはり働き始めということもあって一つ一つの作業に慣れないので、難しいです。当然これまで学校で学んできた内容と異なるりますし、実際に動物の治療の現場を間近で見ていると、自然と気が引き締まります。

やりがいを感じる瞬間は？

大変なこともあります、それでもやっぱり動物が好きなので、病気になる動物達が元気になる姿を見ると嬉しくなります。

また、仕事を通して得た動物への知識が、愛犬の体調変化に気付くきっかけになったときに自分が成長したことを実感しました。以前、体調を崩した犬の診察を手伝っていたときに似た症状が、愛犬の症状と似ていたんです。「もしかしてチヨコも体調崩しているのかな？」と症状が悪化する前に気付くことができた。少しずつですが、動物についての知識が増えることに喜びを感じた瞬間でした。

これからの抱負をどうぞ！

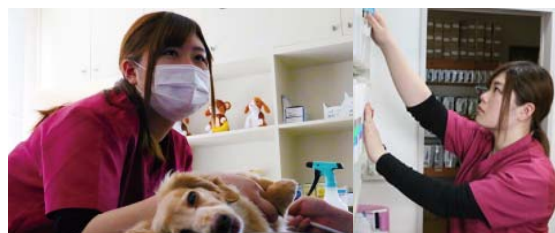
これまでは、授業の合間をみながら、アルバイトをさせていたいただいていました。学校を卒業してこれからは本格的に仕事に関わらせていただくので、いまはとにかく頑張ろう！という気持ちです。目の前にある(動物達の)命とどう向き合っていくのか、院長先生たちの背中を見てこれからも日々勉強していきたいです！



今日も笑顔で頑張るやあ〜
地域おこし協力隊 まちの情報発信部門
愛知県出身 野口 暢子



今月号からページをお引越して編集後記もリニューアル！
タイトルの『頑張るやあよ〜』は名古屋弁で、『頑張ってるね』という意味です。皆さんに笑顔をお届けできるように、私も笑顔全開で頑張ります！



～地域の魅力発信中！～
赤平市地域おこし協力隊 Facebook

